

2012年10月18日 全7頁

# バーゼルⅢへの対応状況（2011年末時点）

## BCBSによるモニタリング結果の公表（第2回）：CVA導入がカギか

金融調査部 研究員  
鈴木利光

### [要約]

- 2012年9月20日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「2011年12月31日時点におけるバーゼルⅢモニタリングの結果」を公表している。
- 今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で209である。その内訳は、グループ1（Tier1資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関））が102、グループ2（その他すべての銀行（金融機関））が107である。
- 普通株式等Tier1（GET1）に関しては、グループ1の95%が最低所要水準（4.5%）を、71%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。同じくグループ2では、93%が最低所要水準（4.5%）を、74%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。
- バーゼルⅢを適用することによる（現状からの）リスクアセット（分母）の変動要因としては、グループ1・2ともに、カウンターパーティー・リスクの捕捉強化が最たるものであり、それぞれリスクアセットを7.9%、3.1%増加させるという結果が出ている。
- このカウンターパーティー・リスクの捕捉強化のうち、信用評価調整（CVA）の導入がもたらすリスクアセットへのインパクトは、グループ1・2の信用リスクアセットをそれぞれ11.9%、5.1%増加させるという結果が出ている。
- こうしたカウンターパーティー・リスクの捕捉強化に関するモニタリング結果は、2011年6月30日時点のモニタリング結果を上回るものである。これは、特にCVAの導入について言えることだが、モニタリング対象となる銀行（金融機関）が保有しているOTCデリバティブの公正価値が毀損していることを意味する。
- 2013年1月（わが国は2013年3月末）からのバーゼルⅢ適用に向けて、銀行（金融機関）によっては、保有するOTCデリバティブ関連のエクスポージャーに対する何らかの対応が迫られるだろう。

## [目次]

■ <u>1. はじめに</u> .....	2
■ <u>2. モニタリング対象となる銀行（金融機関）の数</u> .....	2
■ <u>3. 規制資本へのインパクト</u> .....	3
■ <u>4. レバレッジ比率</u> .....	5
■ <u>5. 流動性規制</u> .....	6
■ <u>6. おわりに</u> .....	7

## 1. はじめに

2012年9月20日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「2011年12月31日時点におけるバーゼルⅢモニタリングの結果」を公表している<sup>1</sup>。

このモニタリングは、12月末及び6月末（わが国の場合は9月末及び3月末）を基準日として、半年ごとに継続されることになっている。今回は、1回目である「2011年6月30日時点におけるバーゼルⅢモニタリングの結果」（2012年4月12日公表）<sup>2</sup>に続き、2回目のモニタリングの結果の公表となる。

本稿では、今回のモニタリングの結果を簡潔に紹介したい。

なお、今回のモニタリングでは、グローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）に対する資本サーチャージ<sup>3</sup>が考慮されている。もともと、段階適用の経過措置、グランドファザリング、そして清算機関（CCP）向けエクスポージャーに対する資本賦課は考慮されていない点に留意されたい。

## 2. モニタリング対象となる銀行（金融機関）の数

今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で209である。

その内訳は、グループ1（Tier1資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関））が102、グループ2（その他すべての銀行（金融機関））が107である。

209の銀行（金融機関）を帰属する管轄でカテゴライズした場合、図表1のようになる。

<sup>1</sup> BCBSウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p120920.htm>)

<sup>2</sup> 1回目のモニタリングの結果の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「バーゼルⅢが銀行に与える影響に関する調査」（金本悠希）[2012年5月25日]  
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12052501financial.html>)

<sup>3</sup> G-SIFIsに対する資本サーチャージの概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「システム上重要な銀行に対する上乗せ規制の概要」（金本悠希）[2011年11月9日]

図表 1 モニタリング対象となる銀行（金融機関）の数（規模別及び管轄別）

管轄	グループ1	グループ 2
オーストラリア	4	1
ベルギー	1	2
ブラジル	2	0
カナダ	6	2
中国	6	0
フランス	5	5
ドイツ	8	25
香港	0	7
インド	5	5
インドネシア	0	2
イタリア	2	11
日本	13	4
韓国	5	3
ルクセンブルク	0	1
メキシコ	0	7
オランダ	3	16
ロシア	0	1
サウジアラビア	3	0
シンガポール	3	0
南アフリカ	3	3
スペイン	2	4
スウェーデン	4	0
スイス	2	4
トルコ	6	0
英国	6	4
米国	13	0
計	102	107

(出所) BCBS 資料 (2012)

### 3. 規制資本へのインパクト

#### (1) 資本水準

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における普通株式等 Tier1 (CET1)、Tier1、そして総資本 (Total) の平均水準は、図表 2 のとおりである。

図表 2 資本水準 (2011 年 12 月 31 日時点)

	バーゼルⅢ		グループ1		グループ2	
	最低所要水準 (a)	a+資本保全バッファ	現行規制ベース	バーゼルⅢベース	現行規制ベース	バーゼルⅢベース
CET1	4.5%	7.0%	10.4%	7.7% (7.1%)	10.4%	8.8% (8.3%)
Tier1	6.0%	8.5%	11.7%	8.0% (7.4%)	11.0%	9.2% (8.6%)
Total	8.0%	10.5%	14.2%	9.2% (8.6%)	14.3%	11.0% (10.6%)

(注) カッコ内は 2011 年 6 月 30 日時点の数字

(出所) BCBS 資料 (2012) を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

CET1 に関しては、グループ 1 の 95%が最低所要水準 (4.5%) を、71%が最低所要水準と資本保全バッファの合計 (7.0%) をクリアしている。

同じくグループ 2 では、93%が最低所要水準（4.5%）を、74%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。

## (2) 資本不足額

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢの資本水準に対する資本不足額の合計は、図表 3 のとおりである。

図表 3 資本不足額（2011 年 12 月 31 日時点）

(単位) 10 億ユーロ

	グループ1	グループ2
最低所要水準		
CET1 - 4.5%	11.9 (38.8)	7.6 (8.6)
Tier1 - 6.0%	32.5 (66.6)	2.1 (7.3)
Total - 8.0%	100.2 (119.3)	4.1 (5.5)
最低所要水準+資本保全バッファ	(※)	
CET1 - 7.0%	374.1 (485.6)	21.7 (32.4)
Tier1 - 8.5%	219.3 (221.4)	11.9 (16.6)
Total - 10.5%	224.3 (223.2)	8.6 (11.6)
(※) G-SIFIsに対する資本サーチャージに対する資本不足額を含む		

(注) カッコ内は 2011 年 6 月 30 日時点の数字

(出所) BCBS 資料 (2012) を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

## (3) リスクアセットの変動要因

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢを適用することによる（現状からの）リスクアセット（分母）の変動要因は、図表 4 のとおりである。

図表4 リスクアセットの変動要因 (2011年12月31日時点)

		グループ1	グループ2
資本の定義	証券化エクスポージャー (※1)	4.2%増 (5.2%増)	2.2%増 (2.3%増)
	限度額控除 (※2)	2.6%増 (同左)	1.9%増 (同左)
	その他	1.4%減 (1.6%減)	0.3%減 (0.7%減)
カウンターパーティー・リスク (※3)		7.9%増 (6.6%増)	3.1%増 (2.2%増)
トレーディング勘定 (※4)		4.9%増 (5.2%増)	0.7%増 (0.5%増)
計		18.1%増 (19.4%増)	7.5%増 (6.3%増)

(注) カッコ内は2011年6月30日時点の数字

(※1) 証券化エクスポージャーは、バーゼルⅡでは「50:50控除」(Tier1から50%、Tier2から50%控除)とされていたが、バーゼルⅢでは1250%のリスクウェイトが課されることになっている。なお、BCBSによる説明では言及されていないが、バーゼル2.5により、再証券化エクスポージャーのリスクウェイトの引き上げも行われている。

(※2) バーゼルⅢでは、連結対象外の金融機関(銀行、保険等)の普通株式への重要な出資、モーゲージ・サービシング・ライツ、一時差異によって生じる繰延税金資産の3項目については、CET1の10%(及び3項目合計でCET1の15%)を限度として一部算入が認められる。

(※3) バーゼルⅢでは、信用評価調整(CVA)等によりカウンターパーティー・リスクの捕捉を強化している。

(※4) バーゼル2.5により、トレーディング勘定においては、デフォルト・リスク、格付遷移リスクの導入、ストレスVaRの加算、トレーディング勘定で保有している証券化エクスポージャーに対するリスクウェイトの引き上げがされている<sup>4</sup>。

(出所) BCBS資料(2012)を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

バーゼルⅢにおけるカウンターパーティー・リスクの捕捉の強化のうち、信用評価調整(CVA)の導入がもたらす(現状の)リスクアセットへのインパクトは、図表5のとおりである<sup>5</sup>。

図表5 CVA導入によるリスクアセットの変動 (2011年12月31日時点)

		グループ1	グループ2
サンプル数		81 (77)	70 (63)
信用リスクアセット (credit RWA)		10.2%増 (8.7%増)	4.0%増 (3.2%増)
モデル内訳	標準的リスク測定方式	5.3% (5.0%)	4.0% (3.2%)
	先進的リスク測定方式	4.8% (3.7%)	0.0% (同左)
総リスクアセット (total RWA) (※)		8.5%増 (7.3%増)	3.6%増 (2.9%増)
モデル内訳	標準的リスク測定方式	4.4% (4.2%)	3.6% (2.9%)
	先進的リスク測定方式	4.0% (3.1%)	0.0% (同左)

(注) カッコ内は2011年6月30日時点の数字

(※) 総リスクアセット (total RWA) = 信用リスクアセット + 市場リスクアセット + オペレーショナル・リスクアセット

(出所) BCBS資料(2012)を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

## 4. レバレッジ比率

バーゼルⅢは、レバレッジ比率(資本/総資産)<sup>6</sup>を、「3%以上」(Tier1ベース)としている

<sup>4</sup> バーゼル2.5の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「バーゼル2.5-市場リスク対応のための資本が増加」(金本悠希)[2012年1月13日]

<sup>5</sup> CVAについては、以下のレポートも参照されたい。

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示④リスク捕捉の強化」(金本悠希)[2012年5月24日]

(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>)

<sup>6</sup> ここにいう「レバレッジ比率」と、一般的によく用いられている「レバレッジ」は、相互に逆の方法で算出される。たとえば、「レバレッジ比率3% (=3/100) 以上」は、「レバレッジ33倍 (=100/3) 以下」と言い換えることが可能である。

る。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）におけるレバレッジ比率の平均は、図表 6 のとおりである。

**図表 6 レバレッジ比率（2011 年 12 月 31 日時点）**

	グループ1	グループ2	全体平均
レバレッジ比率	3.5% (3.4%)	4.4% (4.2%)	3.6% (3.5%)

(注) カッコ内は 2011 年 6 月 30 日時点の数字

(出所) BCBS 資料（2012）を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、グループ 1 の 72%、グループ 2 の 75%がバーゼルⅢのレバレッジ比率をクリアしている。

モニタリングの結果によると、56 の銀行（金融機関）が 3%に満たないことが判明している。その内訳は、グループ 1 が 29、グループ 2 が 27 である。

2011 年 6 月 30 日時点では、この数字は 63（グループ 1 が 36、グループ 2 が 27）であったことから、グループ 1 においてレバレッジ比率に改善が見られている。

## 5. 流動性規制

### (1) 流動性カバレッジ比率（LCR）

バーゼルⅢは、流動性カバレッジ比率（LCR）（適格流動資産/30 日間のストレス期間に必要なとなる流動性）を、「100%以上」としている（導入は 2015 年から）。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における LCR の平均は、図表 7 のとおりである。

**図表 7 LCR（2011 年 12 月 31 日時点）**

	グループ1	グループ2
LCR	91% (90%)	98% (83%)

(注) カッコ内は 2011 年 6 月 30 日時点の数字

(出所) BCBS 資料（2012）を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、209 のモニタリング対象のうち、47%がすでに LCR100%以上をクリアしている（2011 年 6 月 30 日時点では 45%）。

## (2) 安定調達比率 (NSFR)

バーゼルⅢは、安定調達比率 (NSFR) (安定調達額 (資本+預金・市場性調達の一部) /所要安定調達額 (資産×流動性に応じたヘアカット)) を、「100%超」としている (導入は 2018 年から)。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行 (金融機関) における NSFR の平均は、図表 8 のとおりである。

図表 8 NSFR (2011 年 12 月 31 日時点)

	グループ1	グループ2
NSFR	98% (94%)	95% (94%)

(注) カッコ内は 2011 年 6 月 30 日時点の数字

(出所) BCBS 資料 (2012) を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、209 のモニタリング対象のうち、51%がすでに NSFR100%超をクリアしている (2011 年 6 月 30 日時点では 46%)。

## 6. おわりに

以上が、BCBS による「2011 年 12 月 31 日時点におけるバーゼルⅢモニタリングの結果」の概要である。

全体として 2011 年 6 月 30 日時点のモニタリング結果からの改善が見られているが、特筆すべき点が一点ある。

それは、カウンターパーティー・リスクの捕捉強化、とりわけ CVA の導入によるリスクアセットの増加幅が、2011 年 6 月 30 日時点よりも増している点である (図表 4・5 参照)。

これは、すなわち、モニタリング対象となる銀行 (金融機関) が保有している OTC デリバティブの公正価値が毀損していることを意味する。というのも、CVA は、社債評価損や貸倒引当金と類似する性質を有しているためである (これらの拡大がそれぞれ社債価格とローン価値の毀損につながることを想起されたい)<sup>7</sup>。

2013 年 1 月 (わが国は 2013 年 3 月末) からのバーゼルⅢ適用に向けて、銀行 (金融機関) によっては、保有する OTC デリバティブ関連のエクスポージャーに対する何らかの対応が迫られるだろう。

以上

<sup>7</sup> 金融庁/日本銀行資料「バーゼル委市中協議文書カウンターパーティー・リスクの取扱いの強化の概要」[2010 年 1 月]参照